



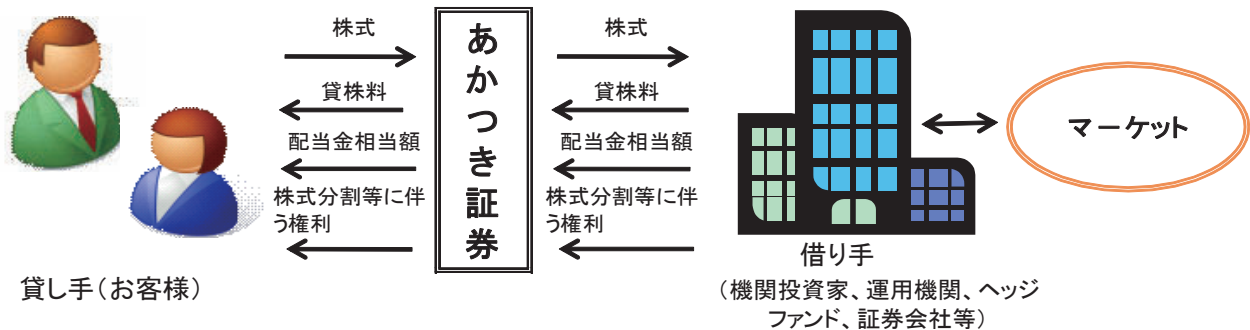
あかつき証券

一保有株式の有効活用について一 貸株サービスのご紹介

貸株サービスの概要について

◎民法第 587 条による「消費貸借契約」に基づく取引です。

◎保有している株式等を貸し出し、借り手から貸株料を受け取ります。契約期限までに、貸し出した株式等と同種・同等・同量の株式等が返還されます。



◆貸し手にとってのメリット

- ・貸株料収入が得られ、保有株式を売却することなく有効活用できます。
- ※対象銘柄が限られておりますので、銘柄・貸株料についてはお取引店にお問い合わせください。

◆貸株料等の支払い

- ・原則日々終値で時価総額を値洗い計算した貸株料を月払（月末締 翌月 15 日払）でお客様の保護預かり口座にご入金致します。
- ・貸株期間中に配当金が支払われた場合、弊社から配当金額相当額の 100%をお支払い致します。

◆契約期間は原則 1 年間

- ・中途解約不可期間経過後、双方中途解約が可能です。

◆留意事項

- ①あかつき証券へは無担保で株券等を貸出すため、分別管理ではなくなります。
あかつき証券の破綻時にはお客様からお借りした株券等を返還できない可能性があります。
- ②貸し出し期間中は株主名義を保持できません。
- ③通常、当初 7 営業日は中途解約はできません。
- ④あかつき証券からお支払いする「配当金相当額」は、「配当金」と税金の取扱が異なります。
- ⑤発行済み株式数の 5%超保有者が 1%以上の貸株を行う際、大量保有変更報告書の提出が必要です。
- ⑥信用取引口座、先物・OP 取引口座を開設されているお客様はご利用いただけません。

※当社では口座保管料は無料です。

あかつき証券株式会社

金融商品取引業者
関東財務局（金商）第 67 号
加入協会：日本証券業協会